

仕 様 書

1 品名

複写サービス（カラー複合機）

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし契約期間満了の日の1箇月前までに本市から何ら意思表示をしない時は、引き続き1年間更新するものとし、令和12年3月31日以降はこの契約を更新しない。

3 納入場所

広島市経済観光局経済企画課（広島市中区国泰寺一丁目6番34号 広島市役所5階）に納品すること。

- (1) 納品にあたっては、本市と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 納品は、原則として納入期限までの間で、日程・時間等は本市と協議すること。

4 納入期限

令和7年4月1日

5 対象物件

下記の表1の基準を満たす機能を有し、表2に示す枚数の複写及びプリンタが可能な複合機であること。

表1

項目	選定基準
形式	床配置式であること
機械占有寸法（幅×奥）	作業スペースを含め、2.1m×1.0m以下であること
電源・電力	AC100V、20A（2電源可）に対応しており。最大2.0kW以下
複写機能	モノクロ及びカラー複写機能を有すること
	ワンパス両面自動原稿送り機能を有すること
	N-up機能、小冊子機能及び、割り込み機能を有すること
原稿種類	シートのほかブックが可能であること
最大原稿サイズ	A3サイズ以上であること
複写サイズ	A3～A5及び官製はがきが対応であること
複写紙	上質紙、再生紙、官製はがきが対応であること
複写倍率	25～400%の範囲でかつ1%以下の刻みで設定可能な縮小拡大機能があること
複写速度	モノクロ75枚／分以上、カラー75枚／分以上であること
連続複写枚数	1～999枚
起動時ウォームアップ タイム （室温20℃時）	36秒以下であること
ファーストコピータイム	モノクロ4.5秒以下、カラー5.5秒以下であること
給紙	以下の給紙ができること ・4トレイ（1トレイ当たり500枚以上、内1トレイは1,000枚以上、A3、A4、B4、B5で選択可能であること） ・大容量給紙トレイ（A4で2,000枚以上）

	・手差し（１００枚以上）
フィニッシャー（選別）機能	・部数ごとに交互にソート機能を有すること ・ステープル機能（１点及び２点留め）を有すること ・パンチ機能（２穴）を有すること ・中綴じ及び中折り機能を有すること
トナー交換	市職員で交換可能であること
複合機機能	ネットワークプリンタ（モノクロ、カラーとも）機能を有すること ＊ＤＨＣＰ機能を有すること ＊市内ＬＡＮに接続して印刷を行う場合は、個人ＩＤ等の認証機能を有すること ＊スプールされた印刷データは、あらかじめ設定した時間等の経過後に自動消去、又は任意に手動消去できる機能を有すること
	スキャナ機能を有すること ＊複合機の画面上にて操作が可能であること ＊スキャンデータの高圧縮ＰＤＦ作成機能を有し、ワード・エクセル変換機能を有すること ＊スキャンデータを指定アドレスへのメール転送及び複合機のボックスへ保存する機能を有すること（※１） ＊複合機へ保存するスキャンデータは、フォルダ又はデータごとにパスワード設定が可能な機能を有すること ＊複写機のボックスへ保存したスキャンデータは、あらかじめ設定した時間等の経過後に自動消去、又は任意に手動消去できる機能を有すること
	ＦＡＸ機能を有すること ＊パソコンから複合機経由で先方ＦＡＸに送信できる機能を有すること ＊受信したＦＡＸデータを指定アドレスへのメール転送及び複合機へ保存する機能を有すること（※２） ＊複合機へ保存したＦＡＸデータは、あらかじめ設定した時間等の経過後に自動消失、又は任意に手動消去できる機能を有すること
解像度	読み取り解像度 ６００dpi 相当×６００dpi 以上であること
	書き込み解像度 ６００dpi 相当×６００dpi 以上であること
その他	複合機のハードディスク上書き消去機能を有すること グリーン購入法に適合していること 機種が最新で未使用であること 保守情報を自動的に複合機メーカーへ送信する機能を有すること （※１）（※２）に係る転送メールの件名は、それぞれ「スキャンデータ」及び「ＦＡＸデータ」であることが認識できる設定を有すること

表２ 予定数量（１ヵ月）

区分	平 均
モノクロ	33,600 枚
カラー	16,600 枚
合 計	50,200 枚

６ 検査

納入期限までに、複合機を完全に使用できる状態にし、本市職員立会いのもと、動作確認をうけること。

7 その他

- (1) 納入前に複合機のMACアドレス、保守情報説明資料及び複合機のプリンタドライバのインストール手順書の提出し、インストールに当たって疑義が生じた場合等は技術的支援を行うこと。
- (2) 複合機に設定するIPアドレスの取得にはMACアドレスの提出を受けてから概ね1週間程度かかる場合があることに留意すること。
- (3) 既存の複合機に指定されたID情報、メールアドレスを登録すること。
- (4) 仕様書に関する疑義が生じた場合は、本市と協議すること。また、協議した場合は、受注者で協議録を作成し、本市へ提出すること。